第二条の三の二第四項中「第二条の三の四第二号」を「第二条の三の四第一項第二号」に、「給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改める。

第二条の三の三の見出し中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号」を「第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号」に改め、同項第一号中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に、「次号」を「第三号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を、「除く。」の下に「以下この号、」を加え、「控除対象外国外扶養親族」を「国外居住者である扶養親族」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　申告対象配偶者（退職手当等に係る所得を有するものに限る。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である申告対象配偶者である場合には、その旨

第二条の三の三第二項第一号中「給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改め、同条第三項中「給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書」を「給与所得者の扶養親族申告書等」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に、「当該給与所得者の扶養親族申告書等」を「当該給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、「記載されるべき」の下に「申告対象配偶者、」を加え、「給与所得者の扶養親族申告書等には」を「給与所得者の扶養親族等申告書等には」に改め、「が当該帳簿に記載されている」の下に「申告対象配偶者、」を加え、同項第一号中「給与所得者の扶養親族申告書等」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、同項第二号中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第四項第一号中「規定する」の下に「申告対象配偶者」を加え、同条第五項及び第六項中「給与所得者の扶養親族申告書等」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、同条第九項中「給与所得者の扶養親族申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書及び給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改め、同条第十一項中「前項」を「前三項」に、「国外扶養親族証明書類」を「書類」に、「同項の給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書」を「これらの規定の給与所得者の扶養親族等申告書等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書等」に、「これらの」を「当該」に改め、同項ただし書中「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に、「第二条の三第三項」を「第二条の三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第四項、第百九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11　国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第四項若しくは第百九十五条第四項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ　所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　前号ロに掲げる書類

ハ　所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る次に掲げる書類

イ　第一号イに掲げる書類

ロ　所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三の四の見出し及び同条第一項第一号中「給与所得者の扶養親族申告書」を「給与所得者の扶養親族等申告書」に改め、同項第二号中「給与所得者の扶養親族等異動申告書」を「給与所得者の扶養親族等異動申告書」に改める。

第二条の三の五の見出し及び同条第一項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第二項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に、「当該国外扶養親族証明書類」を「これらの書類」に改め、同条第三項中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、「控除対象扶養親族」の下に「（退職手当等に係る所得を有しない者に限る。）」を加える。

第二条の三の六の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」を「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」に改め、同項第一号中「公的年金等受給者の扶養親族申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に、「次号」を「第三号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を、「を除く。」の下に「以下この号及び」を加え、「控除対象外国外扶養親族」を「国外居住者である扶養親族」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）の住所及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及びその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定配偶者である場合には、その旨